

文京区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

令和七年三月三十一日規則第四十八号

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第三条 法第二十一条の五の十五第一項又は法第二十四条の九第一項の規定による指定の申請は、障害児通所支援・障害児入所支援指定（更新）申請書（別記様式第一号）により行うものとする。

- 2 区長は、前項に規定する指定をするに当たっては、次に掲げる基準により審査を行うものとする。
 - 一 法に定める指定基準を満たすこと。
 - 二 法に定める指定の欠格事由に該当しないこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか関係法令等に定める事項に合致すること。
- 3 施行規則第十八条の三十五の七に規定する別段の申出は、共生型障害児通所支援事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書（別記様式第二号）により行うものとする。
- 4 区長は、第一項の申請があった場合において、指定障害児通所支援事業者等の指定を決定したときは指定通知書（別記様式第三号）により、指定を行わないときは却下通知書（別記様式第四号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定の更新の申請等)

第四条 法第二十一条の五の十六第一項又は法第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請は、障害児通所支援・障害児入所支援指定（更新）申請書により行うものとする。

- 2 区長は、前項に規定する指定の更新を決定するに当たっては、次に掲げる基準により審査を行うものとする。

- 一 法に定める指定の更新基準を満たすこと。
 - 二 法に定める指定の更新に係る欠格事由に該当しないこと。
 - 三 前二号に定めるもののほか、関係法令等に定める事項に合致すること。
- 3 区長は、前項の規定による審査に当たっては、次の事項を参考とするものとする。
- 一 区、都、他区市町村、相談支援事業者等へ寄せられた苦情、情報提供、相談等
 - 二 区の障害児通所給付費及び障害児入所給付費の請求データ等の分析結果の状況
 - 三 区、都及び他区市町村が行った指導又は監査の結果
 - 四 区、都及び他区市町村が行った法第二十一条の五の二十三若しくは第二十四条の十六に規定する勧告、命令等又は法第二十一条の五の二十四若しくは第二十四条の十七に規定する指定の全部又は一部の効力の停止並びにこれらについての改善報告等
- 4 区長は、前二項の規定による審査の結果、指定障害児通所支援事業者等の指定の更新を決定したときは更新通知書（別記様式第五号）により、指定の更新を行わないときは理由を付して更新却下通知書（別記様式第六号）により、申請者に通知するものとする。ただし、前段において通知後に事業者又は設置者の不正行為が判明するなどの特段の事情があるときは更新決定を撤回する場合がある。
- 5 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

（変更の届出等）

第五条 法第二十一条の五の二十第三項又は法第二十四条の十三第三項の規定による届出は、事業所の名称及び所在地並びに設置者の住所その他区長が別に定める事項の変更に係るものにあつては変更届出書（別記様式第七号）により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記様式第八号）により、それぞれ行うものとする。

- 2 法第二十一条の五の二十四第四項の規定による届出は、廃止・休止届出書（別記様式第九号）により行うものとする。

（指定の辞退）

第六条 法第二十四条の十四の規定により指定の辞退をするときは、指定辞退届出書（別記様式第十号）により区長に届け出るものとする。

（指定の取消し等）

第七条 法第二十一条の五の二十四第一項又は法第二十四条の十七の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止は、指定取消停止通知書（別記様式第十一号）により行う

ものとする。

(公示)

第八条 法第二十一条の五の二十五又は法第二十四条の十八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- 二 申請者又は施設の設置者の名称
- 三 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- 四 障害児通所支援又は障害児入所施設の種類

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第九条 法第二十一条の五の二十六第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による届出又は法第二十一条の五の二十六第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(別記様式第十二号)により行うものとする。

- 2 法第二十一条の五の二十六第三項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(別記様式第十三号)により行うものとする。

(情報の提供)

第十条 区長は、指定障害児通所支援事業者等に係る情報のうち、特に必要があると認めるものを内閣総理大臣又は東京都知事に提供するものとする。

(委任)

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。